【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十一条**　長官権限のうち次に掲げるものは、居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。以下同じ。）に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。以下同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第二十七条の二十三第一項並びに第二十七条の二十六第一項及び第四項の規定による大量保有報告書、法第二十七条の二十五第一項及び第三項並びに第二十七条の二十六第二項（第二十七条の二十六第六項において準用する場合を含む。）の規定による変更報告書並びに同条第三項の規定による届出の受理

二　法第二十七条の二十九において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による訂正報告書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三　法第二十七条の三十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

２　長官権限のうち、法第二十七条の二十五第四項並びに第二十七条の二十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

３　第一項第三号に掲げる長官権限で居住者に係るものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、関東財務局長も行うことができる。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】 （改正なし）

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】

（改正後）

（株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十一条**　長官権限のうち次に掲げるものは、居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。以下同じ。）に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。以下同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第二十七条の二十三第一項並びに第二十七条の二十六第一項及び第四項の規定による大量保有報告書、法第二十七条の二十五第一項及び第三項並びに第二十七条の二十六第二項（第二十七条の二十六第六項において準用する場合を含む。）の規定による変更報告書並びに同条第三項の規定による届出の受理

二　法第二十七条の二十九において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による訂正報告書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三　法第二十七条の三十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

２　長官権限のうち、法第二十七条の二十五第四項並びに第二十七条の二十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

３　第一項第三号に掲げる長官権限で居住者に係るものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、関東財務局長も行うことができる。

（改正前）

（株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十一条**　長官権限のうち次に掲げるものは、居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。以下同じ。）に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。以下同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第二十七条の二十三第一項及び第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書、法第二十七条の二十五第一項及び第三項並びに第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書並びに同条第三項の規定による届出の受理

二　法第二十七条の二十九において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による訂正報告書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三　法第二十七条の三十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

２　長官権限のうち、法第二十七条の二十五第四項並びに第二十七条の二十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

３　第一項第三号に掲げる長官権限で居住者に係るものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、関東財務局長も行うことができる。

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】

（改正後）

（株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十一条**　長官権限のうち次に掲げるものは、居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。以下同じ。）に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。以下同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第二十七条の二十三第一項及び第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書、法第二十七条の二十五第一項及び第三項並びに第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書並びに同条第三項の規定による届出の受理

二　法第二十七条の二十九において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による訂正報告書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三　法第二十七条の三十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

２　長官権限のうち、法第二十七条の二十五第四項並びに第二十七条の二十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

３　第一項第三号に掲げる長官権限で居住者に係るものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、関東財務局長も行うことができる。

（改正前）

（株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十一条**　長官権限のうち次に掲げるものは、居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。第三項、次条第五項、第四十二条の二第一項及び第四項、第四十三条の五、第四十三条の十第一項並びに第四十三条の十一において同じ。）に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。次条第五項、第四十二条の二第一項、第四十三条の五第一項、第四十三条の十第一項及び第四十三条の十一において同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第二十七条の二十三第一項及び第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書、法第二十七条の二十五第一項及び第三項並びに第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書並びに同条第三項の規定による届出の受理

二　法第二十七条の二十九において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による訂正報告書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三　法第二十七条の三十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

２　長官権限のうち、法第二十七条の二十五第四項並びに第二十七条の二十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

３　第一項第三号に掲げる長官権限で居住者に係るものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、関東財務局長も行うことができる。

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】

（改正後）

（株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十一条**　長官権限のうち次に掲げるものは、居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。第三項、次条第五項、第四十二条の二第一項及び第四項、第四十三条の五、第四十三条の十第一項並びに第四十三条の十一において同じ。）に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。次条第五項、第四十二条の二第一項、第四十三条の五第一項、第四十三条の十第一項及び第四十三条の十一において同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第二十七条の二十三第一項及び第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書、法第二十七条の二十五第一項及び第三項並びに第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書並びに同条第三項の規定による届出の受理

二　法第二十七条の二十九において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による訂正報告書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三　法第二十七条の三十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

２　長官権限のうち、法第二十七条の二十五第四項並びに第二十七条の二十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

３　第一項第三号に掲げる長官権限で居住者に係るものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、関東財務局長も行うことができる。

（改正前）

（株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十一条**　長官権限のうち次に掲げるものは、居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。第三項、次条第四項、第四十二条の二第一項及び第四項、第四十三条の五、第四十三条の十第一項並びに第四十三条の十一において同じ。）に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。次条第四項、第四十二条の二第一項、第四十三条の五第一項、第四十三条の十第一項及び第四十三条の十一において同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、　非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第二十七条の二十三第一項及び第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書、法第二十七条の二十五第一項及び第三項並びに第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書並びに同条第三項の規定による届出の受理

二　法第二十七条の二十九において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による訂正報告書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三　法第二十七条の三十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

２　長官権限のうち、法第二十七条の二十五第四項並びに第二十七条の二十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

３　第一項第三号に掲げる長官権限で居住者に係るものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、関東財務局長も行うことができる。

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十一条**　長官権限のうち次に掲げるものは、居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。第三項、次条第四項、第四十二条の二第一項及び第四項、第四十三条の五、第四十三条の十第一項並びに第四十三条の十一において同じ。）に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。次条第四項、第四十二条の二第一項、第四十三条の五第一項、第四十三条の十第一項及び第四十三条の十一において同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、　非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第二十七条の二十三第一項及び第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書、法第二十七条の二十五第一項及び第三項並びに第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書並びに同条第三項の規定による届出の受理

二　法第二十七条の二十九において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による訂正報告書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三　法第二十七条の三十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

２　長官権限のうち、法第二十七条の二十五第四項並びに第二十七条の二十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

３　第一項第三号に掲げる長官権限で居住者に係るものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、関東財務局長も行うことができる。

（改正前）

（株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十一条**　長官権限のうち次に掲げるものは、居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。第三項、次条第四項、第四十三条の六第一項及び第四十三条の七において同じ。）に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。次条第四項、第四十三条の六第一項及び第四十三条の七において同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、　非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第二十七条の二十三第一項及び第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書、法第二十七条の二十五第一項及び第三項並びに第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書並びに同条第三項の規定による届出の受理

二　法第二十七条の二十九において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による訂正報告書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三　法第二十七条の三十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

２　長官権限のうち、法第二十七条の二十五第四項並びに第二十七条の二十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

３　第一項第三号に掲げる長官権限で居住者に係るものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、関東財務局長も行うことができる。

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】

（改正後）

（株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十一条**　長官権限のうち次に掲げるものは、居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。第三項、次条第四項、第四十三条の六第一項及び第四十三条の七において同じ。）に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。次条第四項、第四十三条の六第一項及び第四十三条の七において同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、　非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第二十七条の二十三第一項及び第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書、法第二十七条の二十五第一項及び第三項並びに第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書並びに同条第三項の規定による届出の受理

二　法第二十七条の二十九において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による訂正報告書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三　法第二十七条の三十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

２　長官権限のうち、法第二十七条の二十五第四項並びに第二十七条の二十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

３　第一項第三号に掲げる長官権限で居住者に係るものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、関東財務局長も行うことができる。

（改正前）

（株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十一条**　長官権限のうち次に掲げるものは、外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者（第三項において「居住者」という。）に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。第四十三条の六第一項において同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、同法第六条第一項第六号に規定する非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第二十七条の二十三第一項及び第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書、法第二十七条の二十五第一項及び第三項並びに第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書並びに同条第三項の規定による届出の受理

二　法第二十七条の二十九において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による訂正報告書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三　法第二十七条の三十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

２　長官権限のうち、法第二十七条の二十五第四項並びに第二十七条の二十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

３　第一項第三号に掲げる長官権限で居住者に係るものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、関東財務局長も行うことができる。

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第244号】 （改正なし）

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】

（改正後）

（株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十一条**　長官権限のうち次に掲げるものは、外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者（第三項において「居住者」という。）に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。第四十三条の六第一項において同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、同法第六条第一項第六号に規定する非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第二十七条の二十三第一項及び第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書、法第二十七条の二十五第一項及び第三項並びに第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書並びに同条第三項の規定による届出の受理

二　法第二十七条の二十九において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による訂正報告書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三　法第二十七条の三十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

２　長官権限のうち、法第二十七条の二十五第四項並びに第二十七条の二十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

３　第一項第三号に掲げる長官権限で居住者に係るものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、関東財務局長も行うことができる。

（改正前）

（新設）